

# 経営安定関連（セーフティネット保証）4号

特定地域の災害その他突発的な事由により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対し、その経営の安定に必要な資金調達を支援する国の保証制度です。

資格要件	北海道内に事業所を有し、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業・小規模事業者 ※セーフティネット4号の認定書の発行を受けた中小企業・小規模事業者
保証限度額	通常の保証限度額とは別枠でご利用いただけます。 普通保証 : 2億円以内（組合は4億円以内） 無担保保証 : 8,000万円以内 無担保無保証人保証 : 2,000万円以内 経営安定関連（セーフティネット）保証、災害関係保証（東日本大震災および危機関連保証の対象となった災害に限る）、東日本大震災復興緊急保証と合算して5億6,000万円以内
資金使途	経営の安定に必要な資金（運転資金・設備資金）
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	定めなし
貸付形式	手形貸付、証書貸付
融資利率	金融機関所定
担保	必要に応じ
保証人	原則として法人代表者のみ
保証料率	年0.60%～0.88%
責任共有	責任共有対象外（100%保証）

**【認定基準】**

イ) 北海道内で1年以上継続して事業を行っていること

ウ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1カ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※認定の手続きは市区町村が窓口となります。

**認定申請書例**

